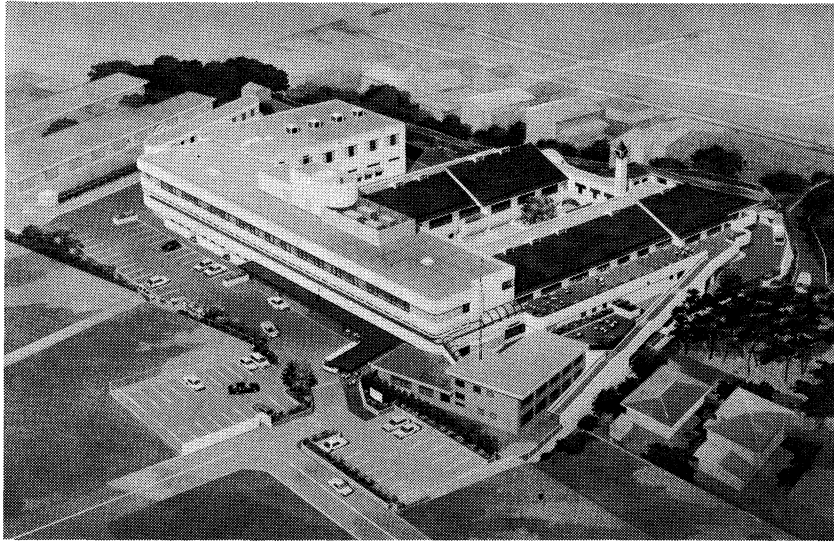


福島県養護教育センター（仮称）7月着工

福島県養護教育センター（仮称）は昭和五十六年以来その意義、建築規模、内容等について検討されてきましたが本年七月より着工の運びとなりました。以下その概要についてお知らせ致します。



▲ 完成予想図

本県の養護教育は、昭和五十四年、養護学校教育の義務制施行を契機として教育機会の拡大、教育内容の充実が図られ大きな進展をみた。さらに養護教育の一層の充実を図るために、心身障害児の適正な就学指導を推進するた

めの専門的な助言指導、養護教育に関する総合的研究並びに指導、養護教育に関する情報・資料の収集及び提供等に当たる専門機関が必要であるとの認識に立ち、養護教育センターを設置することとなった。

また適正就学の推進に当たっては、医学的判断も必要とするので、生活福祉部が計画している福島県心身障害児総合療育センター（仮称）と機能連携して建設に当たることになり、昭和五十六年五月二十七日、福島県心身障害児総合療育センター（仮称）並びに福島県養護教育センター（仮称）検討委員会を設置し、整備について調査・検討を進めてきたが、昭和五十六年十二月十六日、基本構想を作成し報告書が県知事に提出されたものである。

一、目的及び機能

心身障害児の適正な就学指導の促進、養護教育担当教員の専門性の向上、教育内容・方法に関する研究、医療機関との連携の下に社会の啓発をすすめて養護総合教育の振興を図る。

二、設置場所

郡山市富田町字上の台四の一（心身障害児総合療育センターと併設）

三、建設地の環境

敷地面積一万二千二百五十五平方メートル。広く県民利用の利便性を第一とし、近隣の環境条件、心身障害児総合療育センターとの関係等から総合的に検討した結果、本県の中央に位置し鉄道、道路交通網の要所である郡山市富

田町の現郡山療育園地内に、心身障害児総合療育センターとともに建設する。

四、規模及び構造

鉄筋コンクリート一部鉄骨造三階建（一部二階建）養護教育センター千七百十平方メートル（三階部分）。

(一) 建物は耐火、耐震構造とし、周辺自然環境と調和する外観とした。

(二) 障害児の安全に配慮し、学校とセンターを連絡スロープで直結した。また非常用屋外スロープも設置し、緊急避難に対応している。

(三) 利用者が開放的雰囲気でも活用できるように中庭には池、植込みなど設置してある。

《参考》心身障害児総合療育センター五千六百六十平方メートル（二階部分）。

五、施設

- 相談部門：……相談室、観察室、検査室、訓練指導室、養護・訓練指導室ほか
- 研修・研究部門：……研修室、研究室、休憩室、湯沸室ほか
- 調査・振興部門：……図書室、資料室、○管理部門：……所長室、職員室、事務室、更衣室ほか
- 共有部門：……ポイラー室、発電機室ほか
- その他：……便所、倉庫ほか

六、工事等計画

- 昭和五十七年度：……基本設計
- 昭和五十八年度：……実施設計
- 昭和五十九・六十年年度：……建築（継続事業）

昭和六十一年四月：……開所予定